

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童・生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童・生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童・生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童・生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級等への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障がいのある児童・生徒に、的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について、財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

1. 障がいのある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童・生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。
2. 保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。
3. 医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。
4. 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月19日

大 阪 府 茨 木 市 議 会